

合唱部活動の地域移行を考える

全日本合唱連盟 ガイドライン策定に

加藤 良 一 2024年8月29日

「部活動ってなくなるんでしょう？」

1年ほど前にそんな声を聞き、「そうか、そう思っている(部活動の議論がそう伝わっている)人もいるのか」と驚きました。確かに、議論のひとつの方向性として部活動の縮小や地域への移行もあるのは事実です。「ブラック部活動」という言葉が生まれ、忌避すべき対象としてのメッセージを大きくした方もいるでしょう。しかし、部活動環境を改善するために議論されていることはそれだけではありません。

上の文は2019年に出版された『部活動の論点』(青柳健隆・岡部祐介編著)という著書のまえがきに書かれているものです。このように「部活動の地域移行」の話はさまざまなかたちで広がっています。今回は「部活動の地域移行」について、とくに中学生と合唱活動に絞って考察してみました。

「部活動」の歴史は古く、明治時代の学校制度発足にまで遡り、主にスポーツ分野において学校教育の一環として長い歴史を刻んできました。近代学校教育制度が確立した明治初期の大学や軍隊において、当時来日した諸外国の教師や将校が、学生に海外の各種スポーツを伝えたことに端を発しているといえます。当時の学生制度は、諸外国に倣^{なら}って整備されたため、スポーツについても英国式の「児童の品性は校庭における遊技で育成され、紳士は運動場で養成される。」という価値感が中心だったようです。

部活動の歴史

・明治13年(1880)

課外活動組織として学内にスポーツクラブ(運動部)を作り、スポーツ活動が活発になった。その後、全国に広まり、文部省も課外スポーツを奨励するようになったことで、運動部活動が位置付けられた。

・昭和22年(1947)

学習指導要領において、部活動は選択科目の「自由研究」に位置付けられた。学年の区別なく行える児童生徒のクラブ活動が初めて教育課程の中に示された。

・昭和26年(1951)

学習指導要領改訂：部活動は「全生徒が参加し、自発的な活動をする」、「正規の教科とならんで重要な役割を果たす」特別活動の領域として位置づけられた。

・昭和44年(1969)

学習指導要領改訂： 体育は学校教育活動の課題として「総則」に記され、教育課程内の「クラブ活動」が全生徒必修となった。また、それまで位置づけられていた部活動に関わる表記はなくなった。

・昭和52・53年(1977・1979)

学習指導要領改訂： 部活動を再び学校教育活動として位置付けることとなった。

・平成元年(1989)

学習指導要領改訂： 中・高等学校については「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動の参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修にかえることができる」とされ、教育課程内のクラブ活動に代替を認めた。

・平成10・11年(1998・1999)

学習指導要領改訂： 中・高等学校における「クラブ活動」は廃止となり、部活動は条件付きとしても学習指導要領に位置付けがなくなり、学習指導要領解説体育編(小学校)及び保健体育編(中・高等学校)の中の「運動部の活動」として記載程度に留められた。

・平成20・21年(2008・2009)

学習指導要領改訂： 中教審答申を受け、中・高等学校の学習指導要領総則に、学校教育の一環として教育課程と関連を図るよう留意するなど部活動の意義と留意点等が示された。

・平成29・30年(2017・2018)

学習指導要領改訂： 前回の改訂に加え、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するためにさらに教育課程との関連を図るとともに、持続可能な運営体制の整備についてなどが中・高等学校の学習指導要領総則に示された。



このように部活動は幾多の変遷を経て改善されてきてはいます。しかし、部活動をめぐっては、学校教育上あるいは教員の職務上の位置付けが明確でないことが現在あらためて問題視され、その原因として、部活動の定義付けが曖昧だったことが上げられています。

「部活動」は「生徒」、「顧問：指導者」、「保護者」、「学校」、「行政」と複数の関係者から成り立っていますが、立場によって相反することが少なからず存在しているようです。

全日本合唱連盟「中学生の地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」

全日本合唱連盟「部活動の地域移行等対応委員会」(委員長:戸ノ下達也)では、「中学生の地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」策定のためのパブリックコメントの募集(期間:7月24日～8月9日)を行いました。現在集計中です。下記PDFを参照願います。

「中学生の地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」のパブリックコメント募集について

全日本合唱連盟のパブリックコメントについては『おんがく広場』第274号(8月8日付)でも取り上げました。

https://rkato.sakura.ne.jp/music/ongaku_hiroba_274.pdf

また、『おんがく広場』第275号(8月15日付)の中学校音楽教諭・大久保秀時氏の「学校部活動の地域移行について ～教育現場の立場からの雑感～」も大いに参考になります。

https://rkato.sakura.ne.jp/music/ongaku_hiroba_275.pdf

部活動・地域クラブ活動の用語の定義

全日本合唱連盟のガイドライン案では、用語をつぎのように定義しています。

(1)活動

・学校部活動

学校が教育課程外の学校教育の一環として行う部活動で「学校教育」の範疇である

・地域クラブ活動

学校ではなく学校と地域との連携・協働＝地域移行による中学生の文化芸術活動として行われるクラブ活動で「社会教育」の範疇である

・学校合唱部活動

合唱を主とする学校部活動

・地域合唱クラブ活動

合唱を主とする地域クラブ活動

(2)運営主体・実施主体

・運営・実施主体

地域合唱クラブ活動を企画・運営、統括、実施する組織(株式会社、一般社団法人や公益社団法人等の特殊法人、特定非営利法人、任意団体、個人を問わない)の総称

(3)指導者

・指導者

地域クラブ活動で技術や運営等を指導する者(部活動指導員や外部指導者を含む)の総称

・部活動指導員

学校教育法施行規則第78条の2に基づき、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者。基本的に学校部活動の指導に当たるが、地域合唱クラブ活動を指導する場合においても、本ガイドラインを遵守することが望ましい

・外部指導者

学校部活動である学校の管理下で、基本的には教員等顧問の指示の下で指導する者。基本的に学校部活動の指導に当たるが、地域合唱クラブ活動を指導する場合においても、本ガイドラインを遵守することが望ましい

(4)地域連携と地域移行

・地域連携

学校部活動が合同部活動や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保することで、学校教育法上の「学校教育」の範疇である

・地域移行

学校と連携して行う地域クラブ活動を、地域の多様な主体が実施することで、社会教育法上の「社会教育」の範疇である

(5)学校等

・学校

地域クラブ活動に参加する中学生が所属する中学校で、国公立・私立を問わない

・地方公共団体

地方自治法に定める地方公共団体で、教育委員会のみならず社会教育や文化振興に関する全ての部署を含む総称

(6)参加者等

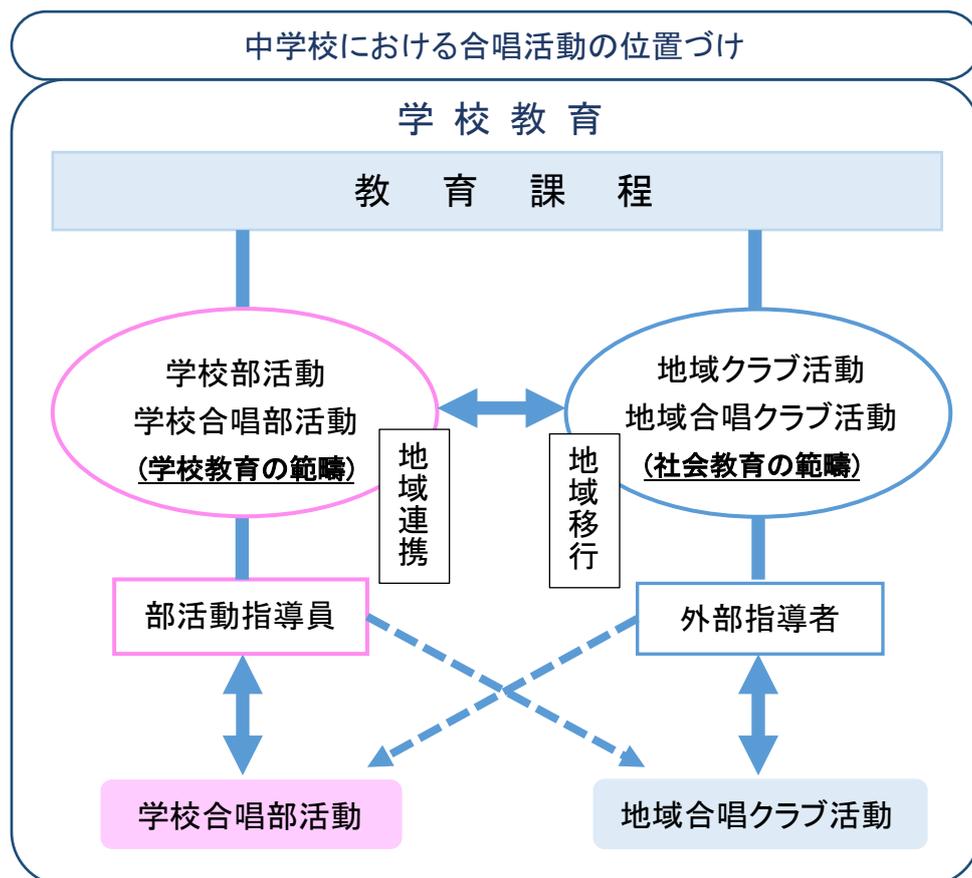
・参加者

地域クラブ活動に参加する中学生の総称

・保護者

参加者の保護者

以上の用語を筆者なりに整理して関連付けたのが次頁の図です。お気づきの点があればご教示をお願いいたします。



合唱部活動・顧問の役割

上の図で「部活動指導員」とはすなわち「合唱部顧問」です。中学校の音楽は3年間の必修科目。学習指導要領でも歌唱や演奏などの実技を重視しているため、技術や知識とともに指導力が求められており、一般に中学校の教員は教育系大学の出身者が多い傾向にあるといえます。

音楽担当は他の芸術系の学科と同じように専門性が高いので、配置される人数も制限を受けるのが現状かと思います。中学校においては、音楽の専門性だけでなく、生徒を指導する能力が欠かせません。

そこで、教員のサポートをする仕組みもいろいろ考えられています。たとえば、埼玉県合唱連盟では「歌は友達！子ども達を輝かせるためのプロジェクト」として、部(クラブ)活動の指導、クラス合唱の指導、卒業式等学校行事における合唱指導、校内音楽会・合唱講習会への指導、各種合唱コンクールに向けての指導、などに講師を派遣する活動を行っています。

<http://wp.jcak.jp/saicl.net/wordpress/wp-content/uploads/2017/08/shidou.pdf>

部活動の地域移行については、さまざまな課題を抱えていると思います。いずれ全日本合唱連盟より「中学生の地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」が公表されます。単に中学校の問題とせず、関心をもって見守りましょう。



[Back](#)

音楽・合唱コーナーTOPへ

[Home](#)

Topページへ戻る